

平成 28 年度大阪市障がい者等基礎調査について

1 基礎調査の必要性

本市では、平成 26 年度に「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画」として、障害者基本法に基づく市町村障害者計画に位置づけられる「大阪市障がい者支援計画」(平成 24 年度から平成 29 年度)の中間見直しと障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画に位置づけられる「第 4 期大阪市障がい福祉計画」(平成 27 年度から平成 29 年度)の策定を一体的に実施したところである。

したがって、今後平成 29 年度末までには、平成 30 年度からの「第 5 期大阪市障がい福祉計画」を策定するとともに、「大阪市障がい者支援計画」の策定を行う必要がある。

これらの作業を平成 29 年度に実施するに先だって、前もって本市の障がい者等の生活実態やニーズ等の把握を行い、計画の策定、及び見直しの基礎資料とするため、平成 28 年度に「大阪市障がい者等基礎調査」(以下「基礎調査」という。)を行う必要がある。

なお、障害者総合支援法において、市町村は障がい福祉計画を作成するに当たっては、障がい者等にニーズ把握等を行うことが努力義務化されている。

2 基礎調査にあたって

障害者総合支援法においては、障がい者の範囲が見直され、難病患者等を障がい福祉サービスの対象とすることとしていることから、難病患者等の生活実態・ニーズ把握により一層努める必要がある。

また、障がい福祉サービスの利用実績(ニーズ)は年々大きな伸びを示しており、特に精神障がい者のニーズの伸びが著しい。今後必要となるサービス費・サービス提供基盤の量等を見込むためにもニーズの伸びに対する分析が必要と考えられる。

発達障がいについても、障がい福祉サービスの対象となることが障害者総合支援法に明記され、高次脳機能障がいについても同様の取扱いとされているので、今後より一層の施策の充実を図る必要があるため、基礎的なデータの整理が特に必要な分野であると思われる。

3 調査対象者の抽出・調査項目等について

調査テーマ

身体・知的・精神・発達・高次脳機能障がい及び難病にかかる生活実態やニーズ等

実施方法

基本的には統計的手法に基づいて対象者を無作為抽出して調査票を郵送し、無記名式で記入していただき、返信用封筒にて受け取る方式とする。

平成 25 年度に実施した前回の基礎調査では、障がい者の高齢化、特に身体障がい者手帳所持者において高齢者の占める割合が高くなっている状況にあることを考慮し、対象者抽出に当たっては、検討のうえ一定年齢層を意識した抽出方法としたところであるが、今回の調査についても、これを考慮して実施する必要があると考えている。

また現在、大阪市では区が中心となって地域の実態にあわせた取り組みを推進していることを踏まえ、調査対象者の抽出に当たっては、対象者の居住地が偏ることのないよう留意する必要がある。

なお、調査票の印刷・配布・回収・集計等については業者委託を行う予定である。

調査項目

平成 25 年度に実施した前回の基礎調査では、調査項目やアンケートの選択肢が多岐にわたり、全ての項目や選択肢を把握したうえで正確な回答をすることが困難な部分があった平成 22 年の基礎調査の状況を踏まえ、一定調査項目や選択肢の精査・整理を行い、より回答しやすい調査票を念頭に作成したところである。

次回の調査においても、前回の作成方針を踏襲しつつ調査項目や選択肢の検討を行い、より回答しやすい調査票を作成することが求められる。

4 検討の進め方

効果的・効率的に作業を進めていくために、平成 28 年度に大阪市障がい者施策推進協議会専門部会（障がい者計画策定・推進部会）にワーキンググループを設置し、基礎調査等にかかる具体的なご意見をいただく。

平成 28 年度の秋頃までを目途に大阪市障がい者施策推進協議会（障がい者計画策定・推進部会を含む）における基礎調査についての検討結果を踏まえ、基礎調査を実施する。平成 28 年度中にとりまとめた基礎調査結果を同協議会において報告し、平成 29 年度中の次期計画の策定に向けてご議論をいただく。

5 基礎調査スケジュール（案）

時期	協議会・専門委員会等	備考
28年2月	障がい者計画策定・推進部会開催	ワーキングメンバー選出
28年3月	障がい者施策推進協議会開催	
28年4月～	ワーキング開催（2～3回程度）	基礎調査票策定作業等
28年秋頃まで	障がい者計画策定・推進部会開催 障がい者施策推進協議会開催	ワーキング結果報告
28年秋頃	基礎調査実施（調査票発送）	
28年秋頃～	基礎調査回収・集計・分析	
28年冬頃	障がい者計画策定・推進部会開催 障がい者施策推進協議会開催	基礎調査集計報告
29年度	次期計画策定作業	
30年度	次期計画スタート	

【参考】前回(平成25年度)実施結果の概要(「大阪市障がい者支援計画・第4期障がい福祉計画」120ページ)

調査票	調査票 種別	対象者	発送数	有効 回収数	有効 回収率
障がい者(児)基礎調査票(本人用)	A 1	平成25年12月1日現在の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳交付者及び自立支援医療(精神通院)の利用者から無作為に抽出した方	16,004	6,372	39.8%
障がい者(児)基礎調査票(家族用)	A 2	上記調査票A 1に同封した	16,004	5,178	32.4%
障がい福祉サービス事業者等調査票	B	平成25年10月1日現在の障がい福祉サービス事業者等(移動支援事業所、地域活動支援センターを含む)	2,438	1,235	50.7%
発達障がい者支援センター利用者アンケート	C	平成24年度中に大阪市発達障がい者支援センターを利用した者の中から住所氏名の把握等が可能であった方	210	98	46.7%
高次脳機能障がいに関するアンケート	D	大阪市内の整形外科、リハビリテーション科、脳外科、脳神経外科、精神科、神経科、神経内科、心療内科を標榜している医療機関に平成26年1月6日から16日までの間に入院または通院された方で当該医療機関医師が高次脳機能障がい(疑い含む)であると判断した方	1,231	69	5.6%
障がい者(児)基礎調査票(施設入所者用)	E 1	施設入所前の住所が大阪市内であり、平成25年12月1日現在入所されている方(悉皆調査)	1,636	1,149	70.2%
障がい者(児)基礎調査票(入所施設管理者用)	E 2	施設入所前の住所が大阪市内であった方が入所している施設(調査票E 1に同封)	164	101	61.6%
特定疾患基礎調査票	F	平成25年11月1日現在の特定疾患医療受給者から無作為に抽出した方	615	318	51.7%
小児慢性特定疾患児基礎調査票	G	平成25年11月1日現在の小児慢性特定疾患医療受給者から無作為に抽出した方	650	291	44.8%